

(回答書様式)

## プロポーザル方式募集要領等に関する回答書

令和4年9月15日

福島県知事

業務名	令和4年度おいしい福島畜産販路拡大推進事業（福島牛首都圏PR）
質 問 事 項	
Q1	今回PRする福島牛の対象は、「銘柄『福島牛』」だけでなく、「福島県産牛のうち、脂肪交雑や肉のキメなどに優れた黒毛和種（和牛）のみをいう福島牛」を広くPRするという点でよろしいでしょうか。
Q2	「福島牛のPR動画の作成（3分程度）」は動画の活用法（動画投稿サイトやSNSへのアップ等）まで委託業務にふくまれるのでしょうか。
Q3	インフルエンサー等をキャンペーンに起用する場合、他県のPRに出演していたなどの競合排除は必要でしょうか。
Q4	仕様書のイ・ウに記載されている、バナー広告等のオンラインでの広告掲載について、2社以上というのは、別会社2社で問題ないでしょうか。 また、イ・ウでそれぞれ2社以上ずつ、計4社以上の認識で間違いありませんでしょうか。
Q5	テレビでの紹介3回というのは、例えば同番組で3週連続でのキャンペーンご紹介でも3回というカウントでよいでしょうか。

## 回 答 事 項

- A 1 事業の対象となる福島牛は、「銘柄『福島牛』」だけではなく、「JAS法」で定められている、原産地表示が「福島県」（最長飼養期間が福島県）である牛（黒毛和種）を条件としております。
- A 2 PR動画の作成は、活用法（動画投稿サイトやSNSへのアップ等）までは委託業務に含まれておりませんが、独自提案として、活用法を御提案いただくことには差し支えございません。なお、作成いただいた動画は弊課にて動画投稿サイトやSNS等へ投稿させていただく場合があります。
- A 3 キャンペーン起用者は、「プロポーザル方式参加申込書」に準じることとしておりますので、他県のPR出演の有無など、競合排除の必要はありません。
- A 4 仕様書のイ・ウに記載されている、バナー広告につきましては、仕様書のイで2社、仕様書のウで2社の計4社となります。  
なお、仕様書のイにつきましては、検索エンジン（動画検索エンジンを含む）等への広告掲載、仕様書のウにつきましては、SNS等への広告掲載を想定しております。
- A 5 テレビでの紹介は、福島牛の紹介及び畜産物のプレゼント企画を3回以上としており、同番組で3週連続でのキャンペーン等であっても3回とカウントできますが、仕様書上の「事業の目的」に記載のとおり、広く消費者等へPRすることを目的としていることに御留意願います。